

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2020年10月 1 日
【会社名】	株式会社丸順
【英訳名】	MARUJUN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 齊藤 浩
【本店の所在の場所】	岐阜県大垣市上石津町乙坂130番地 1
【電話番号】	(0584)46-3191(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 棚橋 哲郎
【最寄りの連絡場所】	岐阜県大垣市上石津町乙坂130番地 1
【電話番号】	(0584)46-3191(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 棚橋 哲郎
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2020年6月26日開催の定時株主総会において決議された決議事項について、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2020年7月1日に臨時報告書を提出いたしました。当社の議決権行使集計業務を委託している三井住友信託銀行株式会社（当社の株主名簿管理人）において、一部議決権の未集計が判明したため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)	
第1号議案 剰余金の処分の件	90,705	1,170	0	(注) 1	可決	96.59
第2号議案 定款一部変更の件	91,802	73	0	(注) 2	可決	97.76
第3号議案 取締役7名選任の件						
齊藤 浩	91,688	187	0	(注) 3	可決	97.63
青山 秀美	91,791	84	0		可決	97.74
猪熊 篤俊	91,819	56	0		可決	97.77
棚橋 哲郎	91,711	164	0		可決	97.66
露木 好則	91,758	117	0		可決	97.71
上田 勝弘	91,437	438	0		可決	97.37
竹内 治彦	91,471	404	0		可決	97.40
第4号議案 補欠監査役1名選任 の件	91,367	506	0	(注) 3	可決	97.29
第5号議案 取締役に対する株式 報酬等の額及び内容 決定の件	90,681	1,192	0	(注) 1	可決	96.56

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)	
第1号議案 剰余金の処分の件	94,339	1,170	0	(注) 1	可決	96.71
第2号議案 定款一部変更の件	95,436	73	0	(注) 2	可決	97.84
第3号議案 取締役7名選任の件						
齊藤 浩	95,322	187	0	(注) 3	可決	97.72
青山 秀美	95,425	84	0		可決	97.83
猪熊 篤俊	95,453	56	0		可決	97.86
棚橋 哲郎	95,345	164	0		可決	97.75
露木 好則	95,392	117	0		可決	97.79
上田 勝弘	95,071	438	0		可決	97.46
竹内 治彦	95,105	404	0		可決	97.50
第4号議案 補欠監査役1名選任 の件	95,001	506	0	(注) 3	可決	97.39
第5号議案 取締役に対する株式 報酬等の額及び内容 決定の件	94,315	1,192	0	(注) 1	可決	96.69

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。